

## 特許は会社のものか、発明者のものか

特許とは技術者の為にあるのです、知財部の為にあるのではない

### 1.特許明細書は発明者が書け

1) .「明細書は発明者が書け！なぜなら発明を論理的に発表できない技術者では会社の役には立たない。発明者が書く明細書は、自らの発明を論理的に発表する手段と捉えるべきである。技術者の中には、自分の発明を明確に説明できない人も結構いる。そんな人ほど、発明者としての能力に欠けることが多い」

2) .「明細書の作成は発明能力の育成になる。発明を表現するのに、明細書ほど論理的な構成はない。だから技術者が明細書を書けば、論理的な思考能力が養える。この思考能力こそ発明能力の基礎となる」

3) .「技術者が書く明細書を、特許庁に提出する書類と考えると失敗する。明細書をこのように考えると“自分は明細書を書くのが仕事ではない”といった反発を買うことになる。(出典:ベル特許事務所 弁理士 嶋 宣行 ひとくちメモ)

### 2.発明提案書(発明届書)は自分の能力と業務成果をアピールする手段である

技術者は一つの発明をしたという事実だけでも嬉しいだろうが、技術者の大きな喜びは自分の発明技術が何らかの形で実用化された姿を見るところにあると思う。その発明技術を「商品」にするには、

自分の発明技術を、明確に発明提案書（届書）へ纏めることが第一歩となる。発明提案書は発明者の自己主張や自己実現を図るための手段である。この考えの下、“何年も苦勞をして完成させた発明技術が、最後の仕上げ作業である文書作成でフイになればたまらない、だから手が抜けないのだ”、という思いが吹き込まれた文書でなければ発明者の苦勞は一瞬にして消え去る。

発明技術が商品化されるには、その発明技術を他者へ理解させることが大事である。社内（身内）であれば設計図を元にウエットな関係で伝えることが出来た。で商品作りができた。しかし社外へ「物・事・考え」を伝えるには、何事においても、文書（ドキュメント）の力が求められる。

多くの技術者たちは多分ここで躓いていると思われる。理由はいろいろとある。文書の作成は、我々の仕事ではない、纏める時間も無い、発明はしたけれど、それがどういうものか他者にうまく説明できない。これでは自分の発明技術の素晴らしさを主張することができない。

日本の技術者に欠けているのは「どうだ、オレの発明はすごいだろう」と強く主張しないことである。特に技術者は、その気質からして自分の成果を「売り込む」なんて「はしたない」まねはできない、という心が抑制力として働いているのかもしれない。しかしグローバル社会では、自分の能力と業務成果を強く主張しないことには生き抜くことは難しい。

### 3.「特許は会社のものか、発明者のものか」

いま特許は会社のものか、発明者のものか、という議論がされている。会社は発明者との訴訟リスクを回避したいのが狙いのようだ。会社の都合は発明者にとっては不都合となる。多くの発明者は、特許への執着心と関心を失い、益々、質の悪い特許が生まれなければ良いとおもうが。しかし会社は「知財経営」を推進するために知的財産の質を高めていかねばならない。真つ当な会社は、発明能力が高く、会社への貢献が期待できる優秀な技術者をお粗末には扱わないはずだ。

グローバル規模で優秀な技術者の争奪戦が激化していくこと間違いない。優秀な技術者は、自分を高く評価してくれる会社であれば国内外に関係なく転職をするであろう。では優秀な技術者の評価は何で判断すれば良いのか。それは特許の「質」をみればすぐに分かることだ。

会社は優秀な技術者であれば大事にする。処遇にも格差が生じ給与差も大きくなる。技術者たちは、何処の会社でも働ける、あるいはヘッドハンティングされる価値のある技術者になることを目指すべきである。技術者は、自分が発明した技術が特許になり、その特許が会社のもの、自分のものに関らず自分の発明技術に対して正当な「対価」を払って欲しいと主張することは決しておかしいことではない。

#### 4.会社の利益に貢献できる特許明細書とは、

特許明細書は「発明の説明書」である。発明をした者が、その発明技術を一番詳しく知っている。だからこそ発明者が自ら「特許明細書」を作成するのが理想である。しかし発明者が、万全の特許明細書を作成するには時間の制約もあり難しい。発明者がやるべきことは、世界で通用する強い「グローバル特許明細書」の作成へ繋がる、しっかりとした発明提案書の作成である。発明提案書こそ、自分の研究成果を主張する「場」でもあることを忘れてはならない。

しかし発明者は、自分の発明技術を論理的に整理して分かりやすく伝えることが、どうも苦手のようなのである。発明者の論理力を鍛えるには、特許明細書の文書構成が参考になる。なぜなら特許明細書の文書構成は論理的になっているからだ。論理思考は何やら難しい、と考えすぎているが、「なぜ、どうして」から考えを展開していけば、その過程を書き表す作業はそれほど難しいことではない。

自分の頭で考え、人に伝えるプロセスは、基本的には次のように展開されていく。論理思考とは、実に明快なもので、仕事をする中で誰もが日々行っている次のプロセスを展開するだけのことである。

ステップ①：「事実・状況」の把握と分析である。現況をつかみ、なぜこのようになったのか、その原因を考え、どこが問題で何が課題なのかを抽出する。

ステップ②：その問題と課題を克服するための改善策を考える。

ステップ③：その打ち出した改善策を実際に展開する。

## 5.発明提案書の文書作成は難しくない

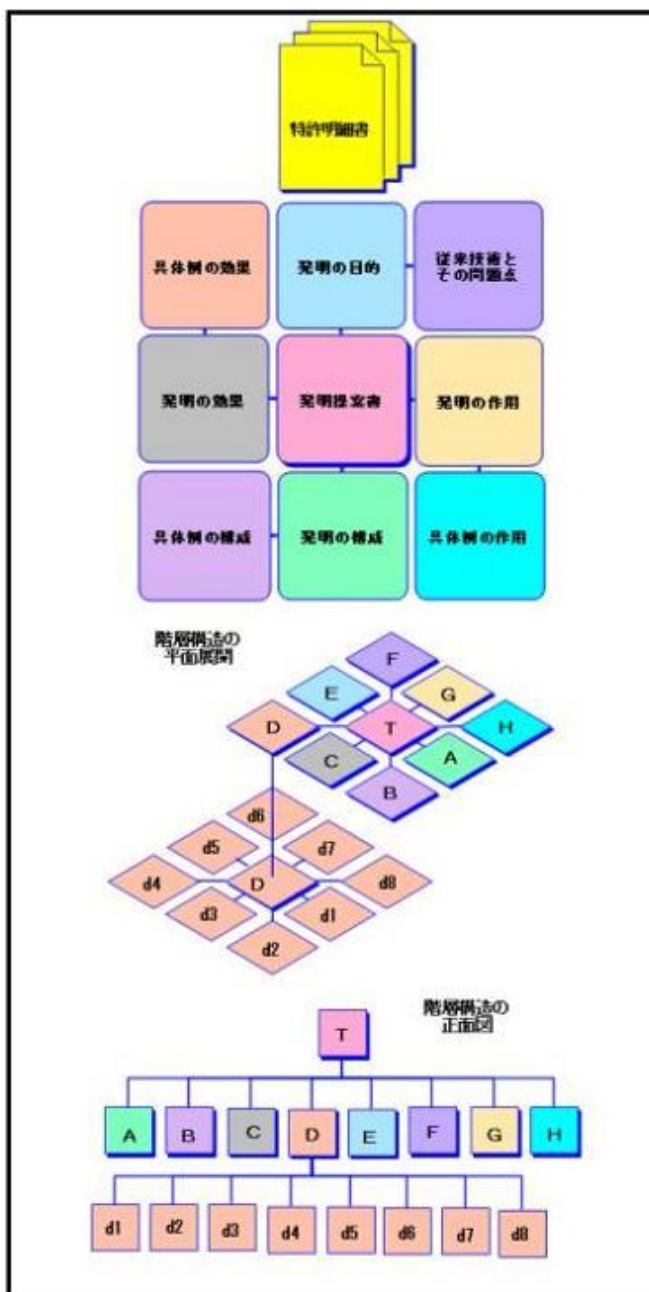
特許になる条件（新規性・進歩性）を理解すれば、発明提案書へ記述すべき事項が明確になる。

発明提案書の文書構造は、①従来技術とその問題点②その技術背景と先行技術との比較と自分の発明の違い③その課題をどのような手段で解決したか ④その解決原理（作用）は何か ⑤その結果、どのような効果が得られたのか ⑥従来技術にはない発明のポイントは何か、⑦実施例の再現性に矛盾はないか、などから構成されている。

日頃から技術者が書いている技術報告書と特許明細書のスタイルは、【請求項】部分を除けば殆ど同じである。この技術報告書を発明提案書へ置き換えることは技術者にとって抵抗は無いはずだ。

## 6.論理思考を鍛える特許明細書の文書構造

特許明細書の構成は、下図に示すとおり四項目しかない。この四項目（上位階層）に対して具体的な説明を展開（階層は無限）していけば、自分の発明技術は整理できる。書き忘れ、論理の不整合が防げる。もちろん書きたいところからどんどん書けばよい。書く順序は、全く気にしないで良い。とにかく短い文章で係り受けを明確した構造的な文章にすることである。であれば「日→英」でも機械翻訳ソフトの支援は受けられる。あとは特許庁へ届ける特許明細書のスタイルに自動変換すれば、「プロ」のペテントライターが仕上げしてくれる。【資料提供:長谷川公彦】



### 上位概念・項目

1. 従来技術の構成  
⇒「今までこうなっていたので」
2. 従来技術の作用  
⇒「こんな時にこんな状態となるため」
3. 従来技術の欠点  
⇒「こんなに不便だった」
4. 課題の設定  
⇒「そこで、こう改善したい」

### 中位概念・要旨

1. 従来の技術と発明との共通な構成  
⇒「両方共このようになっている」
2. 発明の構成  
⇒「そこで、今度はこうしたので」
3. 発明の作用  
⇒「こんな時にこんな状態になるため」
4. 発明の効果  
⇒「こんなに便利になった」

### 下位概念・具体例

1. 具体例の構成  
⇒「必要な機能を果たすための具体例」
2. 具体例の作用・効果  
⇒「各具体例はこんな状態になるため」  
⇒「各具体例はこんなに便利になった」

〔資料提供: 長谷川公彦〕